

令和5年度事業計画

総論

令和4年の我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも持ち直しの動きを継続してきましたが、世界経済の不確実性が増す中で強靱な経済構造に向けた改革を進めるため、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」に基づき、我が国を取り巻く環境変化や国内における構造的課題に取り組むこととされました。

また、物価高や新型コロナウイルスの感染第7波の拡大の影響が懸念されたものの、行楽シーズンにおいて行動制限が課されず、人流の増加が続き、対面型サービスを中心にリベンジ消費がある程度維持されるなど、経済活動への制約が薄らぎ、個人消費の増加が続き、企業の設備投資は緩やかな持ち直し基調が続く見込みとされています。

自動車については、CASEと呼ばれる領域で技術革新が進んでおり、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図るため、安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されています。このため、自動車の検査や点検・整備の際にも、OBD検査・確認など電子化への対応が重要となってきています。加えて、継続検査ワンストップサービス（以下、「継続検査OSS」という。）の更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化の導入が令和5年1月から開始されるなど、自動車本体のみならず、自動車の検査・登録や点検・整備制度などについても急速なデジタル対応が進められています。

このような状況にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、一層厳しさが増している少子高齢化の影響で後継者難や若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界は引き続き厳しい状況にあります。

以上を踏まえ、本年度事業としては、急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの利用促進、特定整備、自動車検査証の電子化、OBD検査・確認などの新たな制度への対応等に加え、整備士の人材不足や後継者難への対応を、健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、諸事業を実施することとします。

「意見公表、調査研究」としては、自動車ユーザーに対する点検・整備及び検査登録制度改正に関する要望、問題点をとりまとめ、振興会としての意見を行政庁及び日整連に具申し、また、整備事業に関する法制・税制等関係法令の情報収集を図り、実態に即した適正な運用、改善を要望するとともに、情報提供に努めます。

さらに、整備業界の実態に関する調査・解析等を実施し、今後の業界動向の参考とします。

「必要な講演又は講習の実施」としては、自動車整備士養成講習及び自動車検査員講習の質的向上に努めるとともに、今後ますます増加する先進環境対応車に対する整備技術修得を目指して、低圧電気取扱特別教育講習、タイヤ充てん作業特別教育講習、ハイブリッド車及び電気自動車研修を実施し、整備技術の充実を図ります。

LPG車・CNG車(圧縮天然ガス)講習、フロントマンレベルアップ研修及び登録試験受験前講習の充実を図ります。

自動車の電子装置整備に係る新技術への対応として、スキャンツール応用研修及びスキャンツールステップアップ研修を実施するとともにスキャンツール活用事業場認定の充実を図ります。

新技術修得の場となる整備主任者技術研修の更なる充実に努めます。

整備事業にかかわる諸問題については、専門家から意見をいただくとともに、情報交換や交流を深めるセミナー等の講演会を開催いたします。

整備事業関係に関する法令・通達等については、行政庁が行う整備主任者、自動車検査員等研修会を開催し、愛知運輸支局と協力し周知徹底を図ります。

自家用積載車の有償運送許可に係る研修を実施します。

特定整備事業制度に係る電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を実施します。

「使用者対策」としては、自動車ユーザーからの整備相談について、わかり易い対応により使用者の信頼を得られるよう自動車整備相談所の適切な運用を図るとともに、愛知県内の自動車関係団体で開催する自動車なんでも無料相談所に参加協力し、日常点検及び定期点検整備等の整備相談及び定期点検整備の重要性の周知に努めます。

さらに、自動車ユーザーに定期的な点検・整備の必要性と保守管理責任の意識の高揚を浸透させるために、国土交通省が実施主体となる自動車点検整備推進運動及び日整連が主唱するマイカー点検キャンペーンに参画、協力し、マイカー点検教室及びマイカー無料点検を実施するとともに、セーフティー&クリーンキャンペーンを展開し、点検整備等の入庫促進を図ります。

自動車検査証備考欄及び検査標章への点検整備注意喚起文の記載等を活用し、自動車ユーザーに定期点検整備の重要性の周知に努めます。

長期使用車両の安全性の確保及び前検査後の後整備をしない自動車ユーザーに対し点検整備の必要性について、啓発活動を行います。

「自動車整備技術の向上及び自動車整備事業の運営、改善に関する相談、指導」としては、自動車整備士の質的向上に努め、自動車整備技能登録試験の円滑な実施を図ります。

自動車分解整備事業者が取り組むべき課題について自動車整備業ビジョンⅡで示された整備技術力の強化、健全な事業経営等の普及浸透を図るとともに、新規・変更及び事業場の運営について申請書類の作成指導及び助言を行います。

一般社団法人愛知県自動車整備振興会（以下、愛整振という）が独自に構築したTCSシステムを活用し、電子制御装置の故障（整備）診断作業及び業界推奨点検の普及促進を図るとともに、整備事業におけるQ&Aの充実強化を図ります。

日整連と連携してFAINESの円滑な運用に努めるとともに、会員の加入促進に努めます。

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理の推進及び放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用と利用を促進します。

電子保安基準適合証システム及び申請共同利用システムへの対応と継続検査OSSによる代理申請業務の円滑な運用に努めます。

愛知自動車整備人材確保・育成連絡会に参画し、自動車整備士の確保を図ります。

外国人自動車整備技能実習評価試験（学科・実技）の円滑な実施を図ります。

特定整備事業制度への対応として、電子制御装置整備に関する認証取得の推進を図ります。

令和6年10月より開始されるOBD検査・確認への対応として、説明会の開催及び会員事業場の利用申請を一括申請し、制度の円滑な運用を図ります。

「広報活動」としては、会報誌である愛整振ニュースの編集、発行を行うとともに、引き続き会員に向けた情報提供の一層の充実を図ります。

愛整振ホームページでは、会員や自動車ユーザーが利用しやすい画面作りに努め、当会の活動や実施事業について情報提供の一層の充実を図ります。

社会並びに自動車ユーザーに対して、整備業界の社会的有用性や環境保全への取組み等の情報を積極的に発信し、業界の社会的地位の向上を図ります。

自動車ユーザーに対し、定期的な点検・整備の必要性と保守管理責任意識の高揚を図るため、テレビ、ラジオ放送等による周知活動を行います。

「行政協力」としては、国が主催する自動車整備士技能検定試験に協力し、その円滑な実施に貢献いたします。

交通安全啓発活動については、行政当局、警察、支部等の協力のもと、一

般道路等で実施する車両の街頭検査において、車両の点検指導、自動車排出ガスの測定、定期点検整備の啓発、交通安全運転の呼びかけ等を行う他、交通安全運動期間中の啓発活動、各種交通安全イベント等に参加、協力し、交通公害及び事故防止に貢献いたします。

整備業界の社会貢献及び地位向上のため、こども110番の家(子どもたちを守るクルマ屋さん)運動及び愛知県児童生徒等見守りネットワークに協力し、地域の安全・防犯に貢献いたします。

自動車盗難防止のため、ナンバープレート盗難防止ネジ取付けキャンペーンに支部の参加、協力を得て、希望する自動車ユーザーに防犯ネジの取付け等を行います。

特定記録等事務代行制度の円滑な運用を図ります。

「総会・理事会・委員会及び共益事業」としては、定款に定められた会議を中心とした諸会議を定期的開催し、諸事業の推進を図ります。

愛整振会長表彰を実施するとともに、関係行政庁に対する功労者表彰等の具申を行います。

自動車業界関係団体との連携、協力を図るため、諸会議、研修に参加します。

整備商工組合が推進する共済保険等の普及促進を図るとともに、自動車整備事業の経営基盤の強化を図ります。

青年部会の活動を会報誌等により紹介し、その活動を通じて青年部会への加入促進に努めるとともに、後継者の育成に努めます。

以上の諸事業、諸事項を効果的に推進するため中部運輸局をはじめとする関係当局並びに自動車業界関係団体と連携、協力を図り、円滑な組織活動を推進してまいりますので、会員各位の特段のご支援ご協力をお願い申し上げます。